

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年9月1日 16時27分ごろ
発生場所	北海道石狩湾港 石狩湾港北防波堤北灯台から真方位215° 2.0海里付近 (概位 北緯43° 12.1′ 東経141° 15.8′)
事故の概要	交通船 ^{カゼハヤ} KAZEHAYAは、南東進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年9月25日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	交通船 KAZEHAYA、113トン 143999、株式会社商船三井、成進海運株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、石狩湾港内に設置された洋上風力発電施設に作業員を移送する業務に従事する交通船で、船長、機関長及び機関士が乗り組み、14時40分ごろ同施設 No. 3 で作業員2人を揚収した後、同施設 No. 4 での作業が終わるまで待機する目的で、付近海域で漂泊した。</p> <p>船長は、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、手動操舵で操船に当たり、風潮流によって圧流されるので、潮上りを繰り返しながら漂泊を続けていたところ、眠気を感じた。</p> <p>船長は、潮上りの目的で、約6ノットの対地速力で南東進中、依然として眠気を感じていたが、操船中に居眠りをしたことがなかったので、居眠りすることはないと思い、同じ姿勢のまま操船を続けたところ、いつしか居眠りした。</p> <p>本船は、南東進を続け、石狩湾港北防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗り揚げた際の衝撃で目が覚め、損傷状況を確認して自力航行が可能と判断し、洋上風力発電施設 No. 4 において作業員4人を揚収した後、石狩湾港内の係留地に戻った。</p> <p>船長は、本事故当時、機関長が操舵室左舷側の操縦席で、機関士が同室後部のソファでそれぞれ居眠りしていることに気付いていたので、眠気を感じた際、両人を起こして操船の補助を依頼すればよかったと本事故後に思った。</p>

	<p>運輸安全委員会が同種事故の再発防止を目的として発行している運輸安全委員会ダイジェスト*1によれば、船橋当直者が眠気を感じた場合、体を動かしたり、窓を開放して外気に当たったりするなど、居眠りを防止する措置を採ることが重要であると分析されている。</p>
分析	<p>本船は、石狩湾港において、潮上りの目的で南東進中、船長が居眠りし、同じ針路で航行を続けたことから、北防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、操船中に居眠りをしたことがなかったので、居眠りすることはないと思い、操縦席に腰を掛けた姿勢のまま操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りしたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、石狩湾港において、潮上りの目的で手動操舵で南東進中、船長が居眠りをしたため、北防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、眠気を感じた場合、体を動かしたり、窓を開放して外気に当たったりするなど、居眠りを防止する措置を採ること。 ・ 船長は、眠気を感じた際、同乗者がいる場合には、操船の補助を依頼して自船の安全運航を維持すること。

*1 運輸安全委員会ダイジェスト第40号「貨物船・タンカーの居眠りによる船舶事故の防止に向けて」
https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No40_all.pdf